

いて記載しておく必要がある。

詳細な記載と資料添付が望ましい

このような場合においては、「証拠書類・納品書・請求書・領収書等」により検討を行ったが適正に処理されていた」というような一般的な記載のみではなく、勘定科目ごとの特別な動きがある事項については、証拠を使っただけで詳細に記載することが大事である。

また、申告書添付書類である勘定科目内訳書や固定資産内訳書、概況表等も説明資料として利用すべきである。例えば、「A物に対する土地の売却は、申告書の固定資産内訳書・雑益等内訳書の通り……」。以上のような事項については、税務当局における調査先の選定においても、申告書内容の疑問点として内容を確認したい事項として扱われることが十分に考えられる。

よって、書面添付において異常数値や通常以外の動きについては

原因や内容を事前に記載しておくことにより、疑問点の解消となり、明瞭に記載（場合によっては、証拠書類の写しを添付）されれば事前聴取をすまでもなく疑問事項が解明されることになる。ひいては、事前聴取事項の減少となり、さらには調査省略につながるものと思われる。

重要なのは翌月巡回監査での対応

書面添付において重要なことは、翌月巡回監査である。翌月巡回監査が的確に行われなければ「書面添付」を行うことはできない。

事前聴取の対象となる異常数値や通常と違う特別な動きについては、翌月巡回監査で把握した場合は、そのご代表者や経理担当者等に内容を確認し正しい処理を検討、指導することが必要である。決算書作成時点まで内容確認を引延ばすことのないようにしなければならぬ。

「翌月巡回監査」に基づき「書面

地域会会報からの転載



北から南から

事前聴取を減らして
調査省略めざそう

事前聴取は調査が前提

書面添付制度は、税務当局における税務調査が必要とされた納税者に対して調査の事前通知を行う前に、疑問点等について事前に税理士に対して意見聴取を行うことにより、申告内容に問題がないと判断された場合で、税務当局が調査の必要がないと判断した場合、初めて調査が省略されるものである。つまり、調査を前提としてのものである。

事前聴取が行われるということ、税務当局が申告書内容を検討し調査が必要と判断されたため、申告書内容の疑問点等について事前に聴取してきたものと考えられるから、書面添付を行う場合においては、疑問点になると思われる事項について詳細に記載しておく

必要がある。

すなわち、「自分が税務職員だったら書面添付企業の申告書等に決算書や勘定科目内訳書、事業概況書等」を検討して、何について納税者に聞きたいかを考えて記載すべきである。

事前聴取でよく聞かれることの一つに、異常数値がある。原簿のみでなく、売上げについても三年程度の比較で、対前年比で異常数値（増減）がある場合は、その理由を聞かれることが多い。

また、固定資産等の高額売買、雑益等内訳・雑損失等内訳などの通常以外の動きについても、事前聴取されることが多く、これらについても、個別に内容を記載しておく必要がある。役員等の貸借については、大きく変動した場合に資金の流れ等も含め、内容につ

添付を行うことになり、正しい申告書を作成し提出することは、結果として、税務当局および納税

者からの信頼を高めるものであり、TKC会員として今後も書面添付の増加に努めていきたい。

室城支部
中村孝一